

## 「第13次岐阜県鳥獣保護管理事業計画」の概要

鳥獣保護管理法第4条に基づき、国が定める基本指針に即し、令和3年度末に期間満了となる第12次計画の内容を見直し、第13次計画を策定する。

### 1 「鳥獣保護管理事業計画」の概要

(1) 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

(2) 計画の内容 岐阜県が行う鳥獣保護管理事業に関する計画

- ① 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- ② 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- ③ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- ④ 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
- ⑤ 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
- ⑥ 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
- ⑦ 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- ⑧ その他

### 2 計画のポイント（12次計画から主な変更点）

(1) 鳥獣保護区、特別鳥獣保護地区及び休猟区に関する事項

- ・鳥獣保護区：県内103か所の鳥獣保護区のうち、計画期間中に期間満了となる45の鳥獣保護区について全て更新
- ・特別鳥獣保護地区：県内19か所の特別保護区のうち、計画期間中に期間満了となる11の保護地区について全て再指定

(2) 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- ・12次計画で実施してきたヤマドリの放鳥を休止

※ 人工飼育したヤマドリが自然界に定着できる割合が低いこと、病原微生物を保菌し自然個体に影響を与えることが懸念されること、高病原性鳥インフルエンザのウイルス媒介のリスクがあることなどから、一時休止しヤマドリの生息状況を注視していくこととする。

(3) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ・個人が自衛捕獲を行う場合、銃の使用がやむを得ないと認められる場合に限り銃による捕獲を認める。

(4) 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

- ・県内139か所ある特定猟具（銃）禁止区域のうち、計画期間中に期間満了となる71か所について70か所を再指定、4か所を新規指定

※ 1箇所<sup>1</sup>の減については、指定の対象となる施設が消失（小学校が廃校）のため

4箇所<sup>2</sup>の新規指定については、狩猟時の安全確保（近傍にスキー場・登山道）のため

(5) 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

- ・管理対象鳥獣生息状況調査について、野生動物広域カメラモニタリングを追加するなど、モニタリングの強化を盛り込む。

(6) 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- ・岐阜大学と岐阜県が共同して、野生動物管理を強化していくためのシンクタンク組織の設置を追加。

(7) その他

- ・高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱に対する対応を追記